

国立大学法人和歌山大学受託研究取扱規程

制 定 昭和45年12月18日

全部改正 平成 8年 3月 1日

最終改正 平成28年 3月25日

(趣旨)

第1条 国立大学法人和歌山大学(以下「本学」という。)における受託研究及び受託事業(以下「受託研究等」という。)の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「受託研究」とは、本学において、外部から委託を受けて公務として行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。
- (2) 「受託事業」とは、本学において、外部から委託を受けて公務として行う事業で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。
- (3) 「直接経費」とは、受託研究等を遂行するために特に必要となる謝金、旅費及び設備費等の経費をいう。
- (4) 「間接経費」とは、受託研究等の遂行に関連し、直接経費以外に必要となる経費をいう。
- (5) 「部局」とは、本学組織規則に定める学部、機構及び附属機関をいう。
- (6) 「部局長」とは、前号に規定する部局の長をいう。
- (7) 「知的財産権」とは、本学知的財産規定第2条第1号に定める知的財産権をいう。
- (8) 「知的財産」とは、本学知的財産規定第2条第2号に定める知的財産をいう。

(受入れの基準)

第3条 受託研究等は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り行うものとする。

(受入れの条件)

第4条 受託研究等の受入れにあたっては、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 受託研究等は、委託者が一方的に中止することはできないこと。
- (2) 受託研究等により生じた知的財産権は、原則として本学が所有すること。ただし、委託者は、受託研究等契約時の本学との協議により、その知的財産権の一部を所有することができる。
- (3) 受託研究等に要する経費により取得した設備等は返還しないこと。
- (4) やむを得ない事由により受託研究等を中止し、又はその期間を延長する場合は、本学はその責を負わないこと。
- (5) 既納の受託研究等に要する経費は、原則として委託者に返還しないこと。ただし、本学において特に必要があると認めるときには、不用となった経費の額の範囲内でその全部又は一部を返還することがあること。なお、返還しない場合であって、直接経費に執行残額が生じた場合は、その全額を受託研究等において直接的に用いた経費として処理する。

受託研究取扱規程

(6) 委託者は、受託研究等に要する経費を当該受託研究等の開始前に納付しなければならないこと。

- 2 前項に定めるもののほか、学長が必要と認める条件は別に付加することができる。
- 3 学長は、第1項第3号及び第6号の条件については、委託者が国の機関若しくは公社、公庫、公団等政府関係機関、地方公共団体、独立行政法人又は国立大学法人である場合には、契約担当役と協議のうえ、この条件を付さないことができる。

(受託研究等経費)

第5条 受託研究等を受入れるに当たり、当該受託研究等に必要な委託者が負担する経費の額は、直接経費及び間接経費の合算額とする。

- 2 間接経費の額は、直接経費の30%に相当する額を標準とする。ただし、次に該当する場合は、直接経費のみを受入れる。

(1) 委託者が国（国以外の団体等で国からの補助金等を受け、その再委託により受託研究等を委託することが明確なものを含む。以下同じ。）であって、間接経費が措置されていない場合。

(2) 委託者が特殊法人、認可法人、独立行政法人、地方公共団体又は国立大学法人（再委託を含む。）であって、財政事情で間接経費がない場合で、学長が真にやむを得ないと認める場合。

- 3 競争的資金による研究費または事業費（以下「研究費等」という。）について委託者の負担する間接経費が委託者側の事情により直接経費の30%に相当する額と異なる額となる場合は、あらかじめ委託者と本学との協議により合意した額とする。
- 4 国等の助成事業等の制度に間接経費又は間接的経費について定めがある場合は、その定められた率若しくは額、定めがない場合は学長が別途定める率若しくは額とする。

(受入れの決定等)

第6条 受託研究等の受入れは、研究代表者または事業代表者（以下「研究等代表者」という。）の所属部局長に可否の確認を行い、学長が決定する。部局長は、可否の確認に際し、疑義が生じた場合は、所属部局の議を経ることができる。

(契約の締結等)

第7条 受託研究等の申込みをしようとする者は、学長に、受託研究等申込書を提出しなければならない。

- 2 学長は、受託研究等の受入れを決定したときは、部局長及び契約担当役に通知するものとする。
- 3 契約担当役は、前項の通知を受けたときは、速やかに委託者と受託研究等契約を締結し、その旨を部局長に報告するものとする。

(受託研究等の中止又は期間の延長)

第8条 研究等代表者は、当該受託研究等中止し、又はその期間を延長する必要が生じた場合は、直ちに学長に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 学長は、前項の報告により受託研究等の遂行上やむを得ないと認めた場合は、委託者と協議の上、中止し、又はその期間を延長することを決定し、研究等代表者及び契約担当役に通知するものとする。

3 学長は、前項の規定により、期間の延長を決定する場合において、その期間の延長が当該年度を超える場合は、その旨を予算・決算担当役に通知し、当該手続きの完了した後に、決定するものとする。

(受託研究等完了の手続き等)

第9条 研究等代表者は、当該受託研究等が完了したときは、委託者及び学長にその旨を報告するものとする。

(委託研究等による知的財産の取扱い)

第10条 受託研究等の結果生じた発明については、本学知的財産規程の定めるところにより取扱うものとする。

(知的財産権等の優先的实施及び実施料)

第11条 学長は、受託研究等の結果生じた知的財産につき、本学に帰属する知的財産権(著作権及びノウハウは除く。)を委託者又は委託者の指定する者に限り、出願したときから5年を超えない範囲内において優先的に実施させることができるものとする。ただし、この期間は必要に応じて更新することができる。

2 前項の場合において、委託者又は委託者の指定する者が当該知的財産権を優先的实施の期間中において、本学と委託者が協議して定めた期間を超えて正当な理由なく実施しないとき、又は当該知的財産権を優先的に実施させることが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、学長は、委託者又は委託者の指定する者以外の者に対し当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。

3 前2項により、当該知的財産権の実施を許諾したときは、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。

(研究等成果の公表)

第12条 受託研究等による成果の公表の時期及び方法について、必要がある場合には、学長は委託者と協議するものとする。

第13条 この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、細則に定める。

附 則

この規程は、平成8年3月1日から施行する。

附 則(平成10年7月31日一部改正)

この改正規程は、平成10年7月31日から施行する。

附 則(平成11年4月1日一部改正)

この改正規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年9月17日一部改正)

この改正規程は、平成11年9月17日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則(平成13年2月28日一部改正)

この改正規程は、平成13年2月28日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則(平成13年3月30日一部改正)

この改正規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年6月8日一部改正)

この改正規程は、平成13年6月8日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

受託研究取扱規程

附 則（平成14年3月29日一部改正）

この改正規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第128号）

この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月18日一部改正：法人和歌山大学規程第370号）

この改正規程は、平成17年2月18日から施行する。

附 則（平成17年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第407号）

この改正規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月10日一部改正：法人和歌山大学規程第510号）

この改正規程は、平成18年5月10日から施行し、平成18年4月28日から適用する。

附 則（平成19年11月1日一部改正：法人和歌山大学規程第681号）

この改正規程は、平成19年11月1日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則（平成20年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第760号）

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1048号）

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1758号）

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。